

議案第27号

磐田市税条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月14日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市税条例の一部を改正する条例

磐田市税条例（平成17年磐田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（入湯税の特例）

第59条 令和7年度から令和9年度までの間、第131条の規定にかかわらず、鉱泉浴場における入湯に対して、入湯客に入湯税を課さない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

磐田市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第58条 略</p> <p>(追加)</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第58条 略</p> <p><u>(入湯税の特例)</u></p> <p><u>第59条 令和7年度から令和9年度までの間、第131条の規定にかかわらず、鉱泉浴場における入湯に対して、入湯客に入湯税を課さない。</u></p>